平成２８年（フ）第９４９号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目４番19号（Ｅ101）
債務者　成子　博之
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　苧田　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６８６号
大阪府大東市大野２丁目４番15号　白芳荘25号館６号
債務者　丸野　道弘
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７０号
埼玉県春日部市豊町２丁目15番地８　ローズガーデン春日部豊町304号
債務者　川添　将也
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
埼玉県吉川市高久１丁目31番地18　フェンネル立澤201号
債務者　菅　菜穂子（旧姓竹嶋）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５１３号
さいたま市浦和区仲町２丁目17番19号　大長荘202
債務者　岸田　英昭
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２８号
名古屋市中区松原１丁目12―37　メゾン・ド・アビーム202号室、住民票上の住所名古屋市天白区八事山517番地　荘苑八事ビラージュ弐番館201号
債務者　小野アリサ
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５１号
京都市左京区岩倉南大鷺町56番地１　宝ケ池オークガーデンＢ号室
債務者　安田　利守
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　直太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
岐阜県瑞穂市生津外宮前町１丁目61番地１メゾン外宮ソレイユアミ　202号、前住所岐阜県羽島市小熊町天王１丁目70番地２
債務者　伊藤　輝彦
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見田村勇磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６３７号
埼玉県入間郡越生町大字上野47番地５
債務者　堀井　房孝
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６７４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目18番１―410号
債務者　西ヶ谷麻子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９３号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1964番地の31
債務者　安部　　剛
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５号
兵庫県揖保郡太子町鵤570番地　アダム・フィツラー　Ｂ101号室、住民票上の住所兵庫県たつの市龍野町宮脇46番地１
債務者　中井　芳典
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１９４５号
名古屋市名東区梅森坂西１丁目503番地　県営梅森坂住宅１棟301号
債務者　縄田登志子（旧姓朝山）
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1801番地２　松田謙次郎貸家
債務者　時任　宏次
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1801番地２　松田謙次郎貸家
債務者　時任かおり
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１７０号
宮崎県延岡市伊達町１丁目19番地　パストラルタケイ　302
債務者　甲斐　雅人
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部